

こんなときには届出を

年金受給者となられてからも様々な届出が必要となります。

次の①～④に該当し届出が必要となる場合、共済組合年金課までお問い合わせください。

①氏名・住所・年金受取金融機関を変更するとき

提出書類 年金受給権者異動報告書

②加給年金額対象者に異動があったとき

こんなときに加給年金額が停止または失権します。

- ・加給年金額対象者の配偶者が加入期間20年以上または20年以上とみなされる退職を事由とする年金または障害を事由とする年金を受け取ることとなったとき
- ・加給年金額対象者が死亡したとき、離婚したとき等

提出書類 加給年金額対象者異動届書

③再就職または再雇用されたとき

民間企業等に再就職したとき

再就職または再雇用となった場合、年金の一部に停止がかかることがあります。

(詳細は、6ページを参照)

提出書類 年金受給権者再就職届書 (他制度加入用)

公務員として再就職したとき

公務員として再就職された場合、年金が全額停止となります。

※ただし、年金の額と給料及び過去1年間の手当の額によっては一部支給されることもあります。

提出書類 年金受給権者再就職届書 (組合員用)

④失業給付を受けようとするとき

失業給付を受け取られると退職共済年金(職域相当部分を除いて)が全額停止になります。失業給付の申請に際しては、その支給額と年金受取額を比較し、慎重に検討することが必要です。

提出書類 雇用保険法による給付との調整事由該当届書・非該当届書

(注意) ・ ②③④の届出がない(遅れた)場合は、年金が正しく支給されず、過払金が発生することがありますので、必ず届出ください。

- ・ 提出書類には、事由に応じてその他添付書類が必要となります。

詳細については、全国市町村職員共済組合連合会ホームページでご確認いただけます。



<http://www.shichousonren.or.jp/>